	8	(い)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの
		(は)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る）又はひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等	1、2、3及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	5、6及び7	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	8	(い)	
		(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの

1　「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。

2　「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。

3　「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

6　一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3の規定にかかわらず、次の⑴から⑶に定めるところによることができる。

⑴　当該住戸の形状について、外皮等面積の合計を床面積の合計で除した数値が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値又は計算式により求められる値以下であること。

	地域区分	
	1、2及び3	4、5、6、7及び8
一戸建ての住宅	2.9	2.8
共同住宅等	$0.3\times\frac{\sum_{i}^{n}A_{i,bw}}{A_{total}}+2.9$	$0.5\times\frac{\sum_{i}^{n}A_{i,bw}}{A_{total}}+2.7$

上記の表中の計算式において、$A_{i,bw}$、A_{total}及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{i,bw}$：当該住戸の第i界壁、界床等の面積（単位　平方メートル）

A_{total}：当該住戸の床面積の合計（単位　平方メートル）

n　：界壁、界床等の数

⑵　暖房、冷房、全般換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、イからホまでに示す事項に該当すること。

イ　当該住戸に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域区分（8地域を除く。）に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及び効率	
		地域区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	連続運転	石油熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの	ガス熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S2112に規定する熱効率が82.5%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの
	間歇運転	密閉式石油ストーブ（強制対流式）であって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615―1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの －0.321×暖房能力（単位キロワット）＋6.16

ロ　当該住戸に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	運転方式	冷房設備及び効率
単位住戸全体を冷房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	間歇運転	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615―1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの －0.504×冷房能力（単位　キロワット）＋5.88